

いちご支店取引規定

本規定は、株式会社栃木銀行（以下「当行」といいます。）いちご支店（以下「当店」といいます。）と、当店の商品サービスを利用するお客さまとの間の取り決めについて定めたものです。当店と取引を行う場合は、本規定のほか、別途当行が定める各取引規定および取引約款が適用されることに同意したものととして取扱います。

第1条 取引の範囲

1. お客さまは、本規定に基づき以下の各号に定める取引をご利用いただけます。当店の取引では、通帳、証書、取引明細書の発行はいたしません。
 - (1) 普通預金
 - (2) 定期預金
 - (3) カードローン
 - (4) 投資信託
 - (5) その他当行所定の取引
2. 当店で提供する商品・サービス、適用する金利・手数料等は当店以外の当行本支店（以下、「一般店舗」といいます。）と異なる場合があります。
3. 当行の都合により、当店で提供する商品・サービス、適用する金利・手数料等を変更する場合があります。その場合は、当行ホームページに掲載することにより告知したものとします。
4. 一般店舗の取引を当店に変更すること、および当店の取引を一般店舗に変更することはできません。また、当店の各種商品・サービスでは以下の取り扱いはできません。
 - (1) 有通帳口座への変更（通帳、証書等の発行を含む）
 - (2) 「代理人カード」の発行
 - (3) 少額預金の利子非課税（マル優）
 - (4) 証券類の受入れ
 - (5) 外貨預金
 - (6) 通帳や印鑑を用いることを前提とした取引
 - (7) 窓口限定商品
 - (8) その他、当店取引方法の特性に鑑みて当行が別途定める取引

第2条 利用条件

1. 当店と取引を行うことができるお客さまは、日本国内に居住している18歳以上の個人の方（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者（以下「成年後見制度利用者」といいます）を除く）に限ります。
2. 当店との取引はお客さま本人が行うものとします。
3. 当店の口座を事業性資金の管理目的で利用することはできません。また、屋号のある名義についてもご利用になれません。

4. 当店の各種商品・サービスのご利用にあたっては、本規定のほか各商品・サービスにかかる規定および取引約款（以下「関連規定等」といいます）に定められている利用資格を満たす必要があります。
5. 当店での口座の開設はお一人様一口座とします。

第3条 取引の開始

1. 当店との取引は、お客さまが本規定を承認のうえ、当行所定の方法により申込み、当行がこれを受領し、手続きが完了した場合に開始されるものとします。
2. 第1条に規定する取引はお客さまが本規定を承認のうえ、とちぎんアプリによる本人確認を実施後、口座開設を申込みできるものとします。申込受付後、当行が承認した場合に取引が開始されるものとします。
3. 口座開設時に送付するキャッシュカード等を1つでもお受取りにならなかった等の場合、開設した口座を解約させていただくことがあります。
4. 当店との取引にあたっては、とちぎんアプリの登録が必要です。

第4条 当店との印鑑レス取引

当店で預金口座を開設されるお客さまは、当行が別途定める一部取引を除き、当店との取引について「印鑑レス取引」となります。

第5条 印鑑レス取引

1. この規定において、「印鑑レス取引」とは、当店との各種取引に係る印鑑の届出なく行われる、お客さまとの取引をいいます。（「印鑑レス取引」が行われる当店の預金口座を、この規定において「印鑑レス口座」といいます。）
2. お客さまと当店との取引方法に関しては、「印鑑レス口座」についても、原則として、第4条の定めに従うものとします。
3. お客さまが当店の口座に係る届出事項等の変更、および当店との各種取引に係る書面での手続きを郵送で行う場合には、当行指定の本人確認書類を提出いただくことにより、本人確認を行います。また、当行が必要と認める場合には、上記の方法に加えて、または上記の方法に代えて、当行が別途指定する手続きをお取りいただくことがあります。
4. 前項における本人確認を相当の注意をもって行い、正当な取引権限を有するお客さまからの依頼であるとみなし、その依頼を受付したものについて、本人確認に供された情報および確認事項（暗証番号も含みますが、これに限りません。）につき偽造、変造、改ざん、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、別途定める場合を除き、当行は一切責任を負いません。
5. 当行が「印鑑レス取引」の依頼を謝絶したことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失がある時を除き、一切の責任を負いません。

第6条 印鑑レス取引ではできない取引

当店における以下の取引は「印鑑レス取引」では行うことができません。

- (1) 法令により印鑑押印が必要な取引
- (2) 書面による口座振替申込
- (3) その他当行が別途指定する取引

第7条 取引方法

1. お客さまは本規定に基づき、以下の方法で当店と取引を行うものとします。
 - (1) とちぎんアプリ、とちぎんダイレクトによる方法
 - (2) 当行本支店および当行と提携している金融機関等の現金自動預入引出機（現金自動支払機を含む。以下「ATM等」といいます）による方法
 - (3) その他当行所定の方法
2. 本規定に別段の定めがある場合を除き、原則として一般店舗窓口でのお取引はできません。
3. 当店で取扱う各種商品・サービス等の各種取引方法は、別途定める関連規定等に従って取扱うものとします。ただし、各関連規定等における、印鑑を用いた取引であることを前提とする条項については、当店で取引には適用されないものとします。

第8条 本人確認等

口座開設後、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関連法令に基づく本人確認や書類による所定の手続きの場合、およびその他当行が必要と認めた場合には、当行所定の本人確認書類の提出を求めることがあります。これらの本人確認書類の提出がない場合（当行所定の期日までに当行に連絡がない場合、お客さまの届け出の住所へ発送した書類が不着のため当行に返戻された場合、および届け出の電話番号、電子メール等への連絡が取れない場合等を含みます。）、当行は、お客さまとの取引の全部または一部を停止し、または口座を解約することがあります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

第9条 ATM等の故障や通信機器およびコンピュータ等の障害時の取扱い

1. 停電・故障等により当行のATM等による取引ができない場合、または通信機器、回線等の障害等により、とちぎんアプリによる取引ができない場合等で、当行所定のホームページ等で別に指定をする場合は、当行本支店窓口において、営業時間内に限り、当行所定の方法で預金の払戻・預入または振込等を受付けます。なお、他の金融機関の窓口ではこの取り扱いをいたしません。
2. 前項の理由により当行ATM等またはとちぎんアプリやとちぎんダイレクトにより当店取引ができない場合であっても、これによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

第10条 カードローン

当店で契約するカードローンは、専用のローンカードを発行いたしません。借入・返済のお取引は、とちぎんアプリから行うものとします。

第11条 投資信託

1. 当店で投資信託口座を開設できるのは、満 18 歳以上 70 歳未満のお客さまに限ります。
2. 当店の投資信託取引口座でのお取引は、特定口座または NISA 口座とします。
3. 投資信託のお取引は、とちぎん投信ダイレクトから行うものとします。
4. 投資信託口座の開設時またはお取引の間、届出の住所、氏名あてに送付した通知または送付書類が返戻された場合、当行はお客さまに通知することなく投資信託のお取引を制限する場合があります。

第 12 条 口座振替

1. 当店の普通預金口座を引落口座とする口座振替は、「インターネット口座振替」および「Pay-easy 口座振替受付サービス」によるお申込みのみとなります。

第 13 条 各種手数料

1. 当店における各取引で生じた当行所定の手数料は、当店の普通預金口座から払戻請求書等の提出なしに引き落とすものとします。
2. 当行が当店に関する各種手数料を改定もしくは新設する場合には、原則として、改定内容もしくは新設内容を当行ホームページに掲載することにより告知します。

第 14 条 商品・サービス等の停止・廃止

1. 当店で取扱う商品・サービス等はお客さまに事前に通知することなく任意に停止または廃止することがあります。
2. システムメンテナンス等のため、当行ホームページ、とちぎんアプリ等のサービスを一時停止することがあります。
3. 前 2 項によってお客さまに生じた損害については、当行は一切責任を負いません

第 15 条 通知および告知方法

1. 当行からの各種通知および告知は、当行ホームページへの掲示、当行に届け出たメールアドレスあて電子メールの送信、当行に届け出た携帯電話番号あてショートメッセージの送信、アプリのプッシュ通知、お客さまの届出住所あて郵送またはそのた当行所定の方法のいずれかにより行います。
2. 当行がお客さまの届出住所あてに送付した送付物、届出のメールアドレスあての電子メール、または届出の携帯電話番号あてのショートメッセージが延着および到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到達したものとします。また、当該送付物、電子メール、またはショートメッセージが未着として当行に返戻された場合、当行は送付または送信を中止し、当店取引の全部または一部を制限できるものとします。これらの取扱いによってお客さまに生じた損害については、当行は一切責任を負いません。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

第 16 条 届出事項の変更等

1. 住所、氏名、電話番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに当店所定の方法により

当店に届出してください。変更の届出は、当店の変更手続が終了した後に有効となり、変更手続が完了するまでの間に当該変更が行われなかったことによりお客さまに損害が生じても当行は責任を負いません。また、届出前に生じた損害についても当行は責任を負いません。

2. 届出の住所、氏名あてに送付した通知または送付書類が未着として当行に返戻された場合、当行は通知または送付書類の送付を中止するとともに、当行はお客様に通知することなくお取引の全部または一部の取引を制限することができるものとします。なお、返戻された送付物について当行は保管責任を負いません。
3. お客さまが当店に届出した住所、電話番号、電子メールアドレス等が何らかの事由によりお客さま以外の方の住所、電話番号、メールアドレス等になっていたとしても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

第 17 条 喪失の届出

1. キャッシュカード等を紛失した場合は、直ちに当店へ通知するとともに、当店所定の手続きを行う必要があります。なお、再発行する場合は、当行所定の再発行手数料を当店の普通預金口座から引き落とします。
2. キャッシュカード等を紛失した場合、喪失の通知がなされる以前に生じた損害については、別途定めがある場合を除き当行は責任を負いません。

第 18 条 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出してください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出してください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出してください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出してください。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出してください。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
6. 当店は、全各行の届出を受けた場合、お客さままたはその法定代理人に対し、口座解約の手続きを行うこと

第 19 条 譲渡・質入れの禁止

普通預金、定期預金その他のこの取引にかかる一切の権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

第 20 条 取引の制限等

1. 当行は預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回

答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング・テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
3. 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング・テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

第21条 当店取引の解約等

1. お客さまが当店における各取引を解約する場合は、当行所定の手続きを行うものとします。
2. お客さまが、当店の普通預金口座を解約する場合は、当店におけるすべての取引が同時に解約となるものとします。なお、諸手数料等に未払いがある場合等は、即時に解約できない場合があります。キャッシュカードについては、お客さまの責任において破棄してください。
3. 当店の普通預金を解約する場合には、残高が0円の口座のみ受付するものとします。また、当該口座に関連するすべてのサービスをあらかじめ解約していただく必要があります。これらの手続きが完了していない場合、普通預金口座解約は受付できません。
4. 解約時にお客さまへの返還金などがある場合には、お客さまが指定する金融機関の口座へ取引に関する諸手数料および所定の振込手数料を差し引いたうえ、振り込むものとします。なお、当店が提供するサービスが解約後に発生する場合は、そのサービスは適用されないものとします。
5. お客さまが次の各号のいずれか1つにでも該当する場合は、当行はお客さまに事前に通知することなく、当店との全ての取引を直ちに解約することができるものとします。この解約によって生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
 - ①本規定その他の当行が定めた各規定等に違反した場合
 - ②当行に支払うべき諸手数料の支払いがなかった場合
 - ③住所・連絡先変更の届出を怠る等、契約者の責に帰すべき事由により契約者の住所が当行において不明となった場合
 - ④支払いの停止または破産もしくは民事再生手続き開始の申立などがあった場合
 - ⑤第17条にもとづく届出がなされた場合
 - ⑥申込内容に虚偽の申告があった場合
 - ⑦預金口座等の名義人によらず開設されたことが明らかになった場合、また名義人の意思によらず取引が開始されたことが明らかとなった場合
 - ⑧契約者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことは判明した場合
 - ⑨取引時確認のため再度の必要書類の提出を求めたものの、提出がない場合（当行所定の期日までに当行に連絡がない場合、契約者の届出の住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当行に返送された場合、および届出の電話番号等への連絡が取れない場合等を含みます。）
 - ⑩口座開設通知もしくはキャッシュカードが、郵便不着等で返却された場合

⑪前号のほか、解約を必要とする相当な事由が生じた場合

6. 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第 18 条に違反した場合

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

7. 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じた場合、その損害額をお支払いいただきます。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前 A から D に準ずる行為

7. 当行が別途定める一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、預金者に通知することによりこの預金口座を解約

することが出来るものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

8. 前項により、当店との取引が停止されその解除を求める場合、または当店の預金口座が解約され残高がある場合には、当店に申出してください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。
9. 普通預金規定にもとづき普通預金取引が停止または解約された場合は、当行は貸越を中止するものとします。

第 22 条 規定の準用

1. この規定に定めのない事項については、当行が別に定める各商品・サービスにかかる取引規定等により取り扱います。
2. 本規定と他の規定等で定めが異なる場合は、本規定が優先して適用されます。

第 23 条 規定の変更

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

2025 年 11 月 制定